

ID: 79

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	助成金の交付		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	社会福祉法人の助成に関する条例 第2条		
<b>例 規 番 号</b>	昭和46年 条例第29号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (助成の範囲)                      第二条 町長は、前条の法人に対し、毎年度予算の範囲内において助成することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文及び第1条の規定による。</p> <p>(趣旨)                      第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十八条第一項の規定に基づく社会福祉法人(以下「法人」という。)の助成については、この条例の定めるところによる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日